

議案第24号

石垣市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

石垣市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成30年石垣市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「同法第104条第4項第2号」を「同法第104条第7項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月26日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

条文中の引用条項の整理に伴い、条例の一部を改正する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成30年石垣市条例第17号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(大学等教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって<u>同法第104条第4項第2号</u>の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(大学等教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって<u>同法第104条第7項第2号</u>の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)</p> <p>(3) (略)</p>